

# 港湾法の改正により創設された 占用公募制度について

---

# 港湾法改正により創設された占用公募制度

○港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るため、当該港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度を創設する。

※港湾区域内水域等：港湾区域内の水域又は公共空地

## 【公募による占用許可手続の主な事項】

1. 港湾管理者による公募占用指針の策定
2. 事業者による公募占用計画の提出
3. 港湾管理者による占用予定者の選定と公募占用計画の認定
4. 認定計画提出者(占用予定者)からの申請を受けた港湾管理者による占用の許可
5. 認定計画提出者による認定公募占用計画に従った公募対象施設等の設置及び維持管理

# 占用公募制度による手続き①

## ①港湾管理者による公募占用指針の策定

### 【公募占用指針に定める事項】

公募対象施設等の種類、占用の区域、占用の開始の時期、公募対象施設等の撤去に関する事項、公募占用計画の認定の有効期間(20年以内)、占用料の額の最低額、占用予定者を選定するための評価の基準 等



## ②事業者による公募占用計画の提出

### 【公募占用計画に記載する事項】

占用の目的・区域・期間、公募対象施設等の構造、工事实施の方法、工事の時期、公募対象施設等の維持管理・撤去の方法、占用料の額、資金計画及び収支計画 等



## ③港湾管理者による占用予定者の選定と公募占用計画の認定

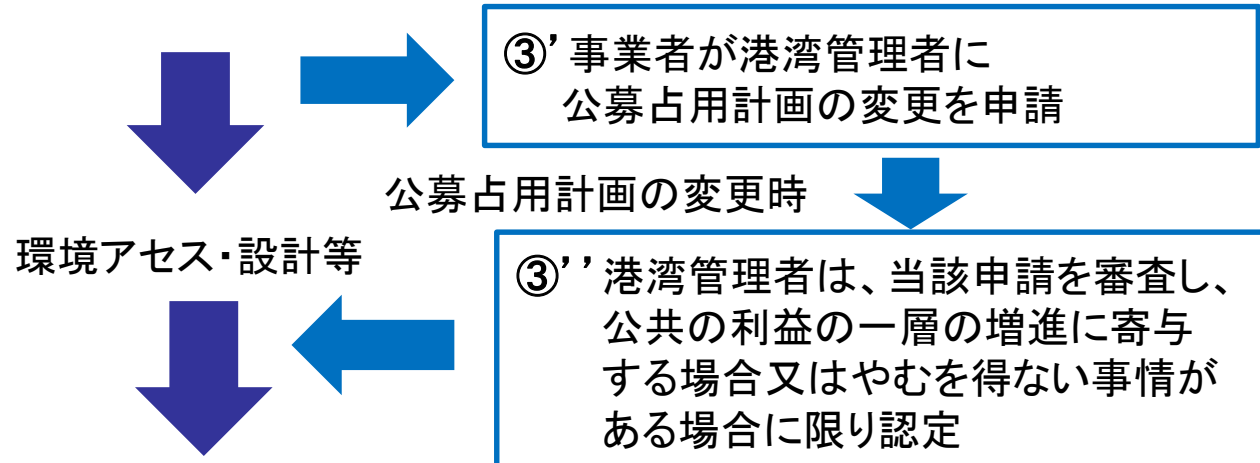
港湾管理者は、公募占用指針に定めた評価の基準に従い、最も適切な公募占用計画を提出した者を選定し、当該計画を認定。

→ 港湾管理者は、認定をした日、**認定の有効期間(最大20年)**、港湾区域内水域等の区域、占用の期間を公示。

※事業者の一般承継人又は公募対象施設等の所有権等を取得した者は、港湾管理者の承認を受けて、事業者が有していた③の認定に基づく地位を承継することが可能。



# 占用公募制度による手続き②



## ④認定計画提出者(占用予定者)からの申請を受けた港湾管理者による占用の許可

認定計画提出者は、認定公募占用計画に基づき占用の許可を申請し、港湾管理者は占用を許可。

※③の認定後、③で公示された占用の期間内は、認定計画の提出者以外の者は、③で公示された区域については、占用の許可を申請することができない。

## ⑤認定計画提出者による認定公募占用計画に従った公募対象施設等の設置及び維持管理

※港湾管理者は、事業者が次の事項に該当するとき、③の認定の取消しが可能。

- i 認定計画どおりに設置及び維持管理を実施しなかったとき
- ii 不正な手段により③の認定を受けたとき

※③の認定が取り消された場合、④の占用許可は失効。

※公募対象施設等：占用公募制度の対象となる施設又は工作物であり、再生可能エネルギー源の利用その他の公共の利益の増進を図る上で有効であると認められる施設又は工作物